



鹿行ニュース No.30

令和 4年 7月 1日

鹿児島県行政書士会
鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル202号室
(敷地内併設の駐車場は30分無料)
電話：099-253-6500 FAX：099-213-7033

会員各位

鹿児島県行政書士会
会長 鶴 信光

日行連より令和4年6月28日付日行連発第386号により「申請取次申出時に提出する写真サイズ等の変更」についての周知要請がありましたので、お知らせいたします。

日行連発 第386号
令和4年6月28日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
申請取次行政書士管理委員会
委員長 田村 公隆

申請取次申出時に提出する写真サイズ等の変更について（周知依頼）

平素は、本会事業にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、出入国在留管理庁より、本年7月1日から申請取次申出の際に提出する写真サイズ等について、別添のとおり変更を予定している旨の案内がありましたのでお知らせいたします。

経過措置として、1か月間は、従来のサイズ（2 cm×2 cm）での提出も受付可とするとのことですが、各単位会におかれましては、所属会員への周知方にご協力のほどお願い申し上げます。

本会といたしましても、日行連ホームページ及び会員サイト「連con」に掲載して会員向けの告知を行うこととしております。

なお、「申請取次申出書」等の書式について速やかに改訂し、別途お知らせいたします。

何とぞご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

【別添】

- ・申請等取次者としての承認の申出等をされる方へ（出入国在留管理庁）

※本件に係るお問合せは、管轄の地方出入国在留管理局へお願いいたします。

以上

※ 上記、【別添】の詳細については、日行連ホームページ及び会員サイト「連con」にてご確認願います。（写真：新サイズ 3.0 cm×2.4 cm）

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。

作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。

暴力追放三ない⁺①運動「暴力団」を恐れない・に金を出さない・を利用しない・と交際しない⁺①